

警察署等のあり方について

平成15年11月

警察署等のあり方を考える懇話会

目 次

はじめに	-----	1
第1 答申に当たって	-----	3
第2 基本方針	-----	4
第3 警察署等のあり方について	-----	6
1 警察署について	-----	6
(1) 現状と問題点		
ア 行政区等と不整合な警察署の管轄区域		
イ 格差の大きい警察署間の業務負担		
ウ 小さい警察署が多い		
(2) 警察署のあり方		
ア 行政区等と警察署の管轄区域との整合		
イ 時代の変化に応じた警察署の見直し		
ウ 警察署は治安の前線基地		
エ 警察署施設等の計画的整備		
2 交番・駐在所について	-----	8
(1) 現状と問題点		
ア 「空き交番」の問題		
イ 地域との関係の希薄化		
(2) 交番・駐在所のあり方		
ア 「空き交番」をなくすために		
イ 駐在所機能の再評価		
ウ 交番の責任体制の確立		
エ 地域に密着した交番・駐在所づくり		
オ パトロール、事案発生時の初期的対応の強化		
3 京都の特性と警察官の増員	-----	10
4 府民、事業者、自治体の役割	-----	10
(1) 府民の役割		
(2) 事業者の役割		
(3) 自治体の役割		
結びに	-----	12

はじめに

京都府の平成14年中の刑法犯認知件数は、約6万5千件で、2年連続して過去最高を記録し、10年前と比べて約1.9倍に増加しているが、刑法犯の検挙率は、ほぼ半減した。その一方で、110番の受理件数は約1.6倍に、警察安全相談の受理件数は約4.3倍に急増しており、治安の悪化と第一線における警察業務の増大は深刻な状況にある。

京都府警察では、現下の厳しい治安情勢に対応するため、これまでも組織の見直しなどを行ってきたが、もはや現在の枠組みの中では限界があり、限られた体制の中で最大限の効果を上げ、より高い水準の治安を府民に提供するため、組織の抜本的な見直しを行うこととなった。

その中で、警察署等については、府民から広く意見を聞きながら見直しを行っていく必要があり、平成15年4月21日に、有識者や自治体関係者からなる「警察署等のあり方を考える懇話会」（以下「懇話会」という。）が警察本部長の私的諮問機関として設置された。

「懇話会」は、警察をより地域住民に密着させるとともに、府民の期待に応える警察運営に資する警察署、交番・駐在所はどうあるべきかについて、8回の懇話会会議と5回の研究部会を開催し検討を行ってきた。

この間、京都府警察からの現状報告を受けるとともに、京都府内3箇所で開催したのを始め、多くの府民の方々の意見を聞き、併せて現場警察官の活動や意見を直接把握するため、懇話会の各委員が京都府内全警察署と30交番・7駐在所の視察を行った。

警察署、交番・駐在所のあり方を検討するに当たっては、我々懇話会委員が府民の代表であるとの認識で、あくまで府民の目線に立った上で、警察署の管轄、交番・駐在所の勤務形態や受け持ち区域といった側面だけでなく、そこに勤務する警察官の責任感や使命感といった個人の意識にまで踏み込み検討を重ねてきた。

また、公聴会等を通じては、府民の治安に対する自主的な参加意識の低さを痛感するとともに、警察と自治体等との明確な役割分担の必要性を再認識したことから、「地域住民、企業・団体、自治体といった社会の構成員の果たすべき役割は何か」といった点について意見を交わした。

平成15年9月には、それまでの討議の結果を中間答申として提出するとともに、より幅広い意見を聞くために、警察署協議会会長からの意見聴取やホームページによる府民意見の募集を行い、より府民の目線に立った答申になるよう、検討を重ねてきた。

京都府警察では、中間答申を踏まえ、今秋の人事異動時に4交番での交番所長制度の実施など、交番・駐在所の充実・強化に取り組まれているところであるが、この答申の趣旨を踏まえて、警察署等の組織や制度の改革に積極果敢に取り組まれることを強く望むものである。

平成15年11月21日

警察署等のあり方を考える懇話会

座長	藤岡一郎
副座長	前川桂子
	内田昌一
	金剛育子
	高木壽一
	納屋嘉治
	西脇悦子
	野中一二三
	不破哲
	牟礼勝弥

第1 答申に当たって

本懇話会において、第一に行ったのが、警察署、交番・駐在所に関し規定されている、警察法、警察法施行令等の法令の研究であった。

それというのも、警察法、警察法施行令等といった法令によって、警察署を始め交番・駐在所にいたるまで、その位置や管轄区域の基準、組織等が規定されており、懇話会の議論が非現実的なものにならないためには、これらの法令の範ちゅうの中での議論でなければならず、委員全員が共通の認識として法令の枠組みを知る必要があったからである。

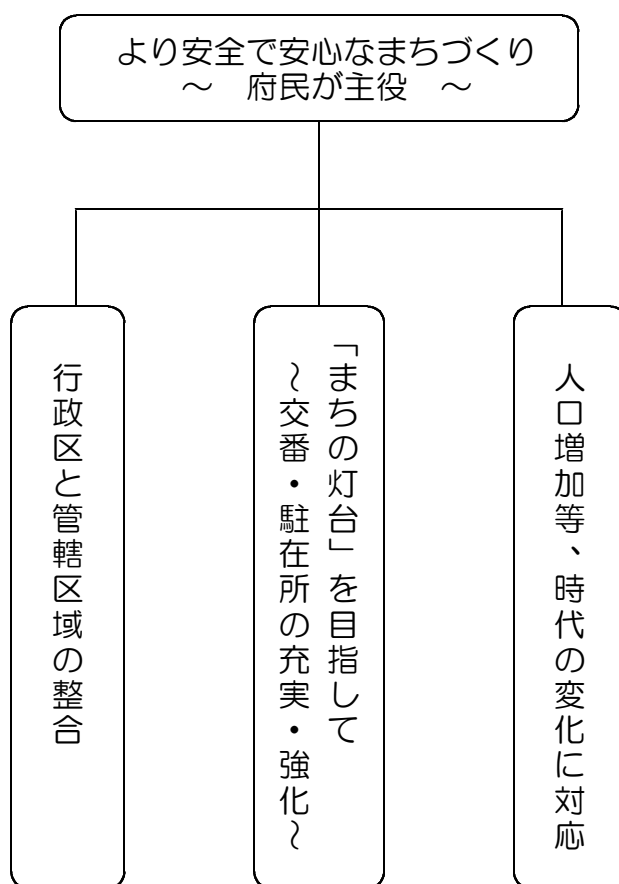
次に、警察署と警察本部における警察官の配置状況、警察官の人口負担状況について研究した。その結果、京都府における警察署と警察本部との警察官の配置の割合を見ると、概ね71：29で、全国平均の68：32に比べ、警察署に多くの警察官を配置しており、また、警察官1人当たりの負担人口は、419人と全国平均の534人より少なく、警視庁に次いで全国で2番目に負担が低いという現状にあった。このことから、警察官の増員は必要であるものの、現状からみて大幅に増やすことは困難とみられ、また、今以上に警察本部を合理化して警察署の人員を増やすことも困難であるとの判断から、国に警察官の増員を求めることはもとより必要であるが、ここでは、専ら現状の警察署の人員総数を前提とした議論とした。

また、警察署、交番・駐在所については、その現状とともに歴史的な経過を明らかにした。その結果、警察署については、現在、京都市内に14警察署、京都市域外に17警察署の合計31警察署が設置されているが、交通・通信網の発達などの社会情勢の変化があったにもかかわらず、昭和45年の桂警察署、平成3年の城陽警察署、平成5年の八幡警察署の新設を除き、この40年間、大幅な管轄区域の見直しは行われなかった。

交番・駐在所については、現在、京都府内に交番は190箇所、駐在所は104箇所設置され、人口、事件・事故の状況、交通・通信網の発達等に応じて見直しが行われており、現行の警察法が施行された直後の昭和30年と比較すると、交番は34箇所、駐在所は132箇所減少している。

以上に述べた事柄を、警察署等のあり方を検討していく上での前提事項として、委員全員の共通の認識とし、この答申においては、警察が地域住民により一層密着し、府民の期待に応えるために警察署、交番・駐在所の果たすべき役割を鮮明に描いていくこととした。

第2 基本方針



全国や京都府の多くの自治体で生活安全条例等がつくられているが、その中には、国民あるいは府民が、より安全で安心な環境づくり、まちづくりの主役であることが盛り込まれている。この懇話会においても、府民が主役だということを前提にして、より安全で安心なまちづくりのためには、警察署等のあり方をどうしたらよいかを考える必要がある。

いろいろなアンケートや府民の意見を聞くと、ひったくり等の府民に身近な犯罪や少年非行の防止、更には全般的な治安の回復を求める声が強い。その中で、一番頼りになるのが警察であるが、府民に身近な警察は、警察署、交番・駐在所である。

そういったことから、より安全で安心なまちづくりの実現のためには、まず、「まちの灯台を目指して」として、伝統的に日本警察が有している「お巡りさん」という呼び方に込められた府民と警察の親しみのある関係を更に充実させ、警察署、交番・駐在所ともに更に実効性のあるものにしていくことを中心的な柱として位置付けた。

このことを前提として、府民が「身のまわりの安全・安心は自分自身の努力で守る」、「地域における安全・安心なまちづくりの活動に積極的に参加する」といった、能動的に社会に関わり、責任を果たそうとする自主的な参加意識を確立することが重要である。また、警察官自身も、府民に目を向けて、高い使命感と倫理意識を持ち、府民とともに治安を維持していくという自覚を持つことが必要であることはいうまでもない。

では、警察署と交番・駐在所をより実効性のあるものにするためには、どうすればよいのかということになるが、その一つとして、府民と警察とがパートナーシップを結ぶために、また、府民が主役であればあるほど、行政区と警察署の管轄区域の整合が必要になってくる。府民が所属している諸団体は、行政区を一つのまとまりとして活動していることが多く、行政区と警察署の管轄区域が異なっていると、防犯活動や少年非行防止活動、交通安全活動等を行う上で複数の警察署と連携しなければならないなど、さまざまな問題が生じており、これらの活動を行う府民からもそういった意見が出ている。

したがって、行政の所管区域と警察署との管轄区域の整合は一つの原則である。

もう一つは、時代に伴って変化する人口、激増する犯罪により、警察署の業務負担（安全サービスの提供）格差が拡大しており、これらへの対応も原則とする必要がある。

その際、警察署は、合同パトロール等による防犯活動や少年補導活動等の身近な活動を、府民や行政と一体となって行っているが、留意すべきは、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、留置及び取調べといった司法手続の現場でもあるということである。

それ故、治安の根本的な部分を担っている警察が、府内全域にわたって、より高い水準の治安を提供することができるようにするためには、留置場等施設の充実、捜査員や警察車両等の警察の持つ資源の集中などが欠かせない。それにより、さまざまな事件・事故に柔軟かつ効果的に対応できる能力を持つ警察署とすることにも配慮していく必要がある。

第3 警察署等のあり方について

1 警察署について

(1) 現状と問題点

ア 行政区等と不整合な警察署の管轄区域

京都市内には11行政区に14の警察署が設置されており、行政区と警察署との管轄区域が一致しておらず、警察署の設置のない行政区もある。このことから、行政区や自治会等地域住民の活動単位（元学区）が複数の警察署の管轄区域に分断され、地域住民や行政区と警察が連携した活動を行う上で障害になっている。また、京都府内においても市町村合併に向けた動向等がある。

イ 格差の大きい警察署間の業務負担

京都府内では、北部地域の過疎化、南部地域における人口の集中と犯罪の多発化傾向がみられる中で、桂警察署、城陽警察署及び八幡警察署の新設を除き、40年の間、警察署の管轄区域の大幅な見直しは行われてこなかった。

その結果、各警察署の事件・事故等の発生状況は、最も多い警察署(府南部)と最も少ない警察署(府北部)とでは、刑法犯認知件数で約45倍、110番受理件数で約117倍、交通事故発生件数で約60倍の格差が生じている。警察官1人当たりでも、刑法犯認知件数で約3.9倍、110番受理件数で約12.2倍、交通事故発生件数で約6.2倍の格差がある。

ウ 小さい警察署が多い

現在、京都府内には31の警察署が設置されているが、1警察署当たりの負担人口は約8万2千700人で、全国平均の約9万9千800人より少なく、負担人口の面では、全国に比べて警察署数が多いといえる。また、署員数が100人以下の小規模な警察署が、全体の約30%を占めている。

警察署が多いということは、「警察署が近くにある」といった府民の利便が図れる一方で、各警察署には署長・副署長等の管理職、警務・会計等の管理部門を必ず配置しなければならないことから、警察署全体でみると管理部門の人員が多くなる。また、小規模警察署では、刑事・生活安全等の捜査部門の体制や当直等の夜間体制がぜい弱になっている。それ故、大きな事件が発生した場合等においては、その警察署の交番、駐在所から要員を捻出しなければならないこととなる。

(2) 警察署のあり方

ア 行政区等と警察署の管轄区域との整合

警察と自治体、地域住民、諸団体との協同性を高めるため、例えば、京都市内においては、いわゆる「元学区」の町衆に支えられた伝統的な防犯機能を更に活性化させるため1行政区に1警察署とするなど、行政の所管区域が複数の警察署の管轄区域に分断されることのないよう、警察署の位置、管轄区域の見直しを図るべきである。その際、行政の所管区域と警察署の管轄区域とを一致させることに伴う警察署の再編成により、現在府民が感じている安心感、利便性を低下させることのないようできる限りの配慮をする必要がある。また、極端に人口、事件・事故等の発生が多い警察署については、おのずから規模の限界が存在することにかんがみ、その適正な配置について考慮することも必要である。

イ 時代の変化に応じた警察署の見直し

警察署の警察官1人当たりの業務負担の格差は、その地域の府民一人一人が受け取る安全サービスの格差と言える。府民が等しく、より高い水準の安全サービスを受けられることができるよう、時代に伴って変化する人口、事件・事故の発生状況等に応じた警察署の配置人員、管轄区域の見直しが必要である。

また、警察署の再編成により捻出した管理部門等の人員を、いわば現業部門である交番や生活安全・刑事・交通部門等の第一線の現場に配置するなどして、治安水準を低下させない配慮が必要である。

ウ 警察署は治安の前線基地

警察署は、その管轄区域内のいかなる事件・事故等にも対応する、いわば「治安の前線基地」であることから、情勢の流動性、突発性にかんがみ、第一線現場に機敏に対応できる弾力性、機動性、専門性を有する組織である必要がある。

そのためには、事件・事故等の発生状況・態様に応じて警察官を弾力的に運用することができるための、一定の人員規模を持った警察署である必要がある。

エ 警察署施設等の計画的整備

老朽化・狭あい化の著しい警察署は、警察署の機能の低下にもつながっていることから、計画的に整備を進める必要がある。加えて、一般の行政機関と異なり、警察署のみが有する施設である留置場は、現在飽和状態にあり、早急な整備・充実が必要である。

また、遺族の心情に配慮した霊安室の設置や、警察署の機動力を確保するためのパトカー等の駐車施設の整備・充実を進める必要がある。

2 交番・駐在所について

(1) 現状と問題点

ア 「空き交番」の問題

府民からは、「交番に警察官がいて欲しい」、「パトロールを強化して欲しい」、「交番を設置して欲しい」との要望・意見が多く、府民の交番に対する期待と信頼の強さを反映している。中でも、「交番に警察官がいない」との、いわゆる「空き交番」の問題は、府民と警察を結び付ける拠点である交番の果たすべき役割に大きく影響し、警察に対する府民の信頼を損ないかねない。

京都府内に、交番は190箇所、駐在所は104箇所設置されており、交番・駐在所等に勤務する警察官は、全国平均を上回る率が配置されているが、

- パトロールや事件・事故対応等で交番の外での活動を行うことにより、必然的に警察官が不在になる場合がある
- 通常の勤務方法であるパトロール等の活動を行うことにより、警察官が不在になる可能性の高い、1日の勤務員数が2人以下の交番が、全体の約64%を占めている

等の理由から、「空き交番」になる実態がある。

イ 地域との関係の希薄化

現在、ほとんどの交番では、1人の警察官で見ると、3日に1回のサイクルで24時間勤務をする3交替制勤務を行っている。交替制勤務は常に警戒体制を確保できるという点においては、合理的な勤務形態ではあるが、24時間ごとに勤務員が交替することから、責任の所在が曖昧になるとともに、3日に1日しか交番に勤務しないことが多く、地域住民との関係も希薄になりがちである。

また、交番は、繁華街、犯罪多発地域、閑静な住宅街等地域の特性（環境）に関係なく一律に、見張り・立番、パトロール、巡回連絡等を活動の基本とする地域警察官のみで運用されており、交番が地域の特性（環境）を反映していない。

(2) 交番・駐在所のあり方

ア 「空き交番」をなくすために

交番に勤務する警察官（以下「交番勤務員」という。）が不在になる時間をできる限り少なくするためには、交番勤務員を増員する方法があるが、京都府警察では、全国平均を上回る率の警察官を交番・駐在所等の地域部門に配置しており、交番勤務員の大幅な増員は困難な状況にある。しかしながら、

- 警察官OBによる分かりやすい服装の交番相談員の大幅な増員と空き

時間の多い交番への配置

○ 交番の配置の見直し、弾力的な勤務形態の導入、事件・事故等対応時における交番勤務員を不在にしないための配慮・工夫を行い、交番の空き時間を縮減するための対策を強化すべきである。その中で特に指摘しておきたいことは、一人一人の交番勤務員のみならず、警察署長等の幹部が「空き交番にしない」と強く自覚し、対策を講ずることである。

イ 駐在所機能の再評価

駐在所は、1人の勤務員が使命感を持って地域の治安責任を担っている。警察官の居住による住民への安心感の付与と責任の所在の明確さなど、駐在所の機能の再評価を行い、交番から駐在所への転換も考慮すべきである。

ウ 交番の責任体制の確立

一貫した責任意識に基づく活動が行われるよう、交番所長制度を導入するなど、交替制を補う施策・制度をすすめ、交番の責任体制が地域住民に分かりやすいものとなるようにするとともに、交番勤務員が地域の治安に対する責任を強く自覚するための指導・教育等を強化すべきである。

エ 地域に密着した交番・駐在所づくり

より地域に密着した交番・駐在所であるためには、人口、事件・事故等の発生状況とともに、自治会や学区等の地域の活動単位も考慮した、交番・駐在所の位置、受け持ち区域の見直しと地域の特性（環境）に応じた多種多様な交番の整備を行うべきである。

その中で、警察署の統廃合に伴う交通事情の変化によって、住民の利便が大幅に損なわれる事態が生じることとなる場合は、住民ニーズにかんがみ、免許更新等の手続きができるなど、住民の利便性を考慮した交番の整備を行う必要がある。

また、交番・駐在所は、単に被害の申告や事故の通報先ではなく、地域における生活安全センターとしての機能が求められており、相談や話し合いができるスペース等が必要である。老朽かつ狭あいな交番・駐在所の改善を積極的にすすめ、住民が利用しやすい交番・駐在所となるよう施設環境の整備を行うことも必要である。

オ パトロール、事案発生時の初期的対応の強化

交番・駐在所にとって、パトロールや事件・事故発生時の初期的対応も重要な任務であり、府民からの強化要望も強い。警察本部、警察署のパトカーの積極的活用を図るとともに、交番・駐在所との緊密で無駄のない連携の強

化や事件・事故等の多発地域においてこれに即応するため、多数の、かつ、専門性を持った警察官を配置した事案対応型の交番の設置等によって、パトロールと事案発生時の初期的対応の強化を図る必要がある。また、車両の整備、防犯カメラの設置等、これらを支援する資機材の充実も図る必要がある。

3 京都の特性と警察官の増員

京都府には、約50万人の外国人、約100万人の修学旅行生を含む年間約6千500万人の観光客が訪れる。また、人口10万人当たりの大学数が全国第1位、さらには、京都御所を始めとする皇室関連施設や国立京都国際会館等が所在し、国内外の要人の入洛の機会が多い世界的な文化と学術の都であり、府民のみならず、京都府を訪れる多くの観光客等の安全・安心を確保することが重要である。

そういった中で、京都府の刑法犯認知件数は、この10年間で約1.9倍に増加し、犯罪発生率(人口10万人当たりの刑法犯認知件数)は、全国第8位と、治安が悪化しているにもかかわらず、警察官数は、この10年間で約1.02倍に増えたにすぎない。京都府の警察官1人当たりの負担人口は低いが、府民のみならず、多くの観光客等の安全・安心を確保するためには、国に対して警察官の増員を要望していく必要がある。

併せて、事業者・諸団体・自治体と警察が、観光客等に対する安全対策や防犯指導、被害者対策を連携して推進していくことが必要である。

4 府民、事業者、自治体の役割

(1) 府民の役割

府内3箇所で開催した公聴会においては、府民の中に「安全で安心なまちづくりの主役は自分たちである」との意識が十分ではなく、「まず警察にお願いする」といった考え方の意見が多くみられた。

より安全で安心なまちづくりは、府民・事業者・自治体と警察が責任を共有しながら自発的に協同してこそ初めて達成できるものである。府民自らが「身の回りの安全・安心は自分自身の努力で守る」との、能動的に社会にかかわり、責任を果たそうとする自主的な参加意識を確立していく必要がある。

そのためには、府民が、

- 警察活動強化のためのソフト・ハード両面にわたる基盤の整備
- 防犯灯の設置、防犯設備の充実等のための財政的支出

○ 一人一人が犯罪に遭わない工夫、防犯活動への積極的な参加等、お金や労力といったコストがかかるとの意識を確立することが必要である。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域の安全・安心の確保に関して責任の一端を有しており、事業活動を行うに当たって、地域における犯罪や事故を防止するために積極的に協力する必要がある。

商店街が一体となったパトロールや防犯啓発の活動、業種別の防犯団体の結成等事業者による安全・安心の取組みが積極的に行われているが、地域における安全・安心の確保の観点からすると、まだ十分でない面もある。

例えば、コンビニエンス・ストアは、警察署や交番と同じように「24時間明かりが灯っている」ところであり、地域における安全・安心のより所としての役割は大きい。

事業者は、その役割を改めて認識し、警察や自治体との連携に積極的に参画する必要がある。

(3) 自治体の役割

各自治体は、その地域の秩序を維持し、住民の安全を確保すべき義務を負っており、住民・地域諸団体の自主的な安全・安心に関する活動に対する支援を強化する必要がある。また、その責務を果たせる体制等の整備・強化を図るべきであり、例えば、本来は自治体の対応すべき問題が、自治体が夜間・休日等で直ちに対応できないことから、24時間体制で活動している警察に持ち込まれる傾向が強まっており、その対応により警察が本来の業務に十分集中できない実態がある。

警察、自治体はそれぞれの役割を明確にするとともに、自治体の夜間対応体制の強化等により、事案に応じた緊密な連絡・引継体制を確立すべきである。

また、京都府警察は、財政状況が非常に厳しい中ではあるが、警察署等のあり方の見直しに伴う警察署、交番・駐在所、留置場等の施設整備のための予算の確保には、特段の努力をすべきである。さらには、警察署等の用地確保や施設整備についても、自治体からの協力・支援が得られるよう働きかけを強めていくべきである。

結びに

本懇話会は、警察本部の現状報告、各委員による警察署、交番・駐在所の現場視察による見聞、公聴会等の意見を踏まえると、京都府警察が、厳しい治安情勢に対応するため、これまでも人員の配置・運用の見直しを行い、第一線の現場警察官の増強を図ってきたことは認める。しかし、現状は、府民に直接接する街頭の警察官も決して十分に配置できたと言える状況にはなく、他方、捜査員数も十分と言える状況にもなってはいないと総括せざるをえない。

その象徴ともいえる「空き交番」は、増加の一途をたどる現下の犯罪状況の下で、府民の犯罪に対する不安感を増大させ、警察への信頼を損ないかねない。

他方、犯罪発生への対応に追われ、検挙に向けた捜査員が不足し、未処理事件の増加、余罪解明の低下を引き起こし、犯罪増加の情勢に歯止めがかからず、府民の不安感をますます高めるといふ悪循環に陥っている。

この状況下、府民が主役という視点に立ち、限られた体制の中で、府民の目線に立った警察活動を行うためには、街頭の警察官や捜査員の増員、個々の専門性の向上等第一線現場における執行力の強化を図ることが必要なことから、本懇話会は、基本方針に立ち、警察組織・体制に踏み込み討議してきた。

種々の提案を含むこの答申は、先に公表した中間答申に対する府民の意見を踏まえ、さらに工夫を加えたものとなった。

答申の結びに当たって、この答申の内容を実現し、府民の安全・安心の確保を実効あるものとするよう、今後の施策の立案や警察活動においては、特に以下の点に配慮するよう要望する。

2 安全・安心の確保は、府民・事業者・自治体と警察が責任を共有しながら自発的に協同してこそ創出可能なものである。この点は、懇話会で多くの委員から繰り返し述べられてきた。

今後、警察は、

- 自主的な参加意識やコスト意識に基づいた、身の回りの安全・安心を自分自身で守るための努力 — 府民
- 事業活動を行うに当たって、地域社会における犯罪や事故を防止するための必要な措置と協力 — 事業者
- 地域における秩序維持と安全確保の義務を果たすための施策の推進 — 自治体

等、それぞれの果たすべき役割が、より積極的に実施されるよう働きかけを行っていく必要がある。

- 3 警察は、より安全で安心なまちづくりをすすめるために、
- 殺人等の重要事件はもとより、ひったくり、空き巣等の府民に身近な犯罪についても今まで以上に検挙に力を注ぐとともに、犯罪や事故の未然防止の取組みを強める
 - 警察職員は府民に奉仕するのであって、所属する組織に奉仕するのではない。特に、府民と接する機会が多い第一線の警察職員は、府民の視点に立って職務を遂行する
 - 警察職員一人一人が、府民生活の安全・安心を人権に配慮しながら実現する使命を担っており、そのことによって、社会から感謝と尊敬を受けることを誇りとする高い使命感と倫理意識を持つべきである。また、警察職員が、努力すれば報われるような処遇改善を含む職場環境を実現すること
- ことに特に配慮する必要がある。
- 3 施設・装備や人材の充実等警察基盤を充実・強化し、治安事象に的確に対応する第一線現場の執行力を強化するため、警察署、交番・駐在所の再編を含む、組織や制度の改革に係る全体的な実施計画を策定し、可能な限り早い時期に実施すること。そのためには、京都府行政が一体となって推進を図る必要がある。

警察署等のあり方を考える懇話会委員名簿

	氏 名	役 職 等
座 長	藤岡 一郎	京都産業大学法学部教授
副座長	前川 桂子	京都府単位防犯推進委員協議会会長連絡会会長
委 員	内田 昌一	京都商工会議所副会頭
//	金剛 育子	京都府教育委員会委員長職務代理
//	高木 壽一	京都市副市長
//	中坊 公平	
//	納屋 嘉治	京都府警察官友の会会長
//	西脇 悦子	京都市地域女性連合会会長
//	野中一二三	園部町長（京都府町村会会長）
//	不破 哲	京都新聞社論説委員長
//	牟礼 勝弥	八幡市長（京都府市長会）

※中坊公平委員は平成15年10月16日付けで委員を辞任されています。

審 議 経 過

《懇話会》

会 議	日 時 ・ 場 所	内 容
第1回	平成15年4月21日(月) 京都府公館	<ul style="list-style-type: none"> 懇話会の設置・公開、公聴会の開催を決定 警察本部による治安情勢、体制等について説明
第2回	平成15年5月20日(火) ホテル ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> 前提となる法令、警察官の配置状況等の研究 研究部会の設置を決定
第3回	平成15年6月19日(木) 平安会館	<ul style="list-style-type: none"> 警察署等のあり方についての基本方針を決定 公聴会の開催を決定
第4回	平成15年7月25日(金) ホテル ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> 公聴会の開催結果を踏まえた基本方針の肉付け 中間答申に向けた議論
第5回	平成15年8月20日(水) 平安会館	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申試案について議論
第6回	平成15年9月18日(木) ホテル ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申に対する府民からの意見募集を決定 最終答申に向けた議論
第7回	平成15年10月23日(木) 京都ガーデンパレス	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申に対する府民からの意見募集結果 最終答申試案の説明、内容、表現の議論
第8回	平成15年11月21日(金) ホテル ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申について議論

《研究部会》

会 議	日 時 ・ 場 所	内 容
第1回	平成15年6月11日(水) ホテル ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の検討 公聴会の開催、警察署等の視察を決定
第2回	平成15年7月23日(水) ホテル ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の肉付け 中間答申に向けた議論 空き交番問題及び交番の充実・強化について議論
第3回	平成15年8月7日(木) 京都ガーデンパレス	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申試案の説明 交番の充実・強化について議論
第4回	平成15年10月16日(木) ホテル ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> 京都府財政課長による財政事情の説明 最終答申試案の説明、内容、表現の議論
第5回	平成15年11月13日(木) ホテル ルビノ京都堀川	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申の内容、表現の議論

《その他》

会 議	日 時 ・ 場 所	内 容 等
公聴会	平成15年7月13日(日) 宇治市産業会館	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 39名
	平成15年7月19日(土) 福知山市三段池公園総合 体育館	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 49名
	平成15年7月21日(月) 京都市勧業館(みやこめっせ)	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 54名
意 見 交換会	平成15年9月8日(月) 京都府警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申等についての京都府内 31 警察署協議会 会長との意見交換